

奥州市上下水道事業告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づく給水装置工事事業者の指定について、奥州市指定給水装置工事事業者の指定に関する規程（平成20年奥州市水道事業管理規程第7号）に基づき以下のとおり停止する。

令和4年11月7日

奥州市長 倉 成 淳

- 1 氏名又は名称 シンコウ設備株式会社
- 2 住所又は所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町永栄林崎46番地
- 3 代表者職氏名 代表取締役 及川 寿浩
- 4 指定番号 奥州市第 278号
- 5 指定停止期間 令和4年11月7日より2月間
- 6 指定停止処分事由 水道法第25条の4第3項に該当（奥州市水沢字福原地内ほか1箇所
の給水装置工事において、市長の承認を得ずに工事施工したもの）